平成２８年（フ）第１１３号
東京都江戸川区西篠崎２丁目21―３―205
債務者　遠藤　光子（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤美穂子
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５７号
栃木県足利市今福町457―１―102
債務者　齊藤　正順
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　嘉信
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１号
東京都町田市森野３丁目３―15―102
債務者　松渕　清三
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　裕美
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５号
東京都葛飾区堀切３丁目28―２―106
債務者　林　　寛治
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　公悟
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６６号
東京都荒川区西尾久３丁目10―15―201
債務者　豊田　清貴
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　崇之
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７号
東京都昭島市拝島町３丁目10―３―1203
債務者　角田　裕之（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　秀太
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７号
新潟市中央区礎町通１ノ町1951番地
債務者　柳　　昭治
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４４号
釧路市星が浦大通１丁目３番39号
債務者　今村　郁美
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
群馬県高崎市井野町294番地４
債務者　小宮山　祐
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２１７号
群馬県藤岡市上大塚256番地３
債務者　浅見　　匡
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３号
群馬県高崎市吉井町多比良2219番地１
債務者　篠崎　佳世
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６８号
熊本県玉名市大倉706番地　大倉団地48号
債務者　甲斐　洋子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３８３号
沖縄県那覇市東町17番11号
債務者　與儀　禎治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目３番地４　４階
債務者　崎原　夏代
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３９５号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目１番１号　屋富祖壱番館　405号
債務者　比嘉　克已
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７０号
熊本県球磨郡多良木町大字久米1342番地１
町営住宅覚井団地369号
債務者　金子　友美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部